

闘いを継続させよう

2014年12月6日
秘密保全法に反対する愛知の会
共同代表 中谷雄二

特定秘密保護法施行後の運動の展望と方針

1 これまでの闘いの成果

反対運動は全国に大きく広がっています。2014年3月に結成された、秘密保護法に反対する全国ネットはすでに62の団体が加入し、今日も東京での大集会を始め全国各地で反対の集会やデモが数多く行われています。法成立後、全国で195の県議会や市町村議会で廃止や慎重な運用を求める意見書が可決されています。国内だけでなく、今年7月に行われた国連自由権規約委員会は、秘密保護法が自由権規約19条に違反するとして、わが国政府は、「締約国は特定秘密保護法とその適用が、第19条の厳格な要求を満たすことを確保するように、必要なすべての措置をとる」ことを求める厳しい勧告を出しました。

2 秘密保護法の濫用的な運用に対する法的措置

法は憲法や条約に違反する場合には無効です。秘密保護法は憲法に反し、国際人権条約に違反する危険性が強い法律です。私たちが指摘してきたように市民活動家による基地監視や原発再稼働反対運動あるいはジャーナリストの取材活動に関連して秘密保護法が適用されたり、秘密保護法違反の予防を理由として市民・団体・ジャーナリストが監視される事態になれば、憲法違反や国際人権規約違反を理由として刑事事件では無罪を主張し、民事事件では国家賠償訴訟を提起できます。つまり、秘密保護法の施行により、自動的に弾圧等ができるものではないのです。私たち市民の側の闘いとの対抗関係で、濫用的な運用がされるかどうかが決まってきます。

3 違憲の発動を許さない闘いの先例

違憲の法律の発動を許さない闘いについて私たち市民の側は貴重な経験を持っています。一つは、破防法に関してです。破防法は、1952年7月に国民の大反対を押し切って制定された法律です。制定後、ビラ配布に対して破防法が適用され刑事事件となりましたが、憲法違反を主張した法廷闘争により表現の自由を定めた憲法21条に違反するとして無罪判決が出されました。その後、ビラ配布に対して、破防法違反を適用した例は存在しません。事実上、破防法は弾圧の手段として当初の狙い通り発動できませんでした。二つ目は公職選挙法による文書配布、戸別訪問の規制などです。公職選挙法では事実上、選挙期間中はきわめて厳格な文書配布や戸別訪問を禁止するなど憲法21条に違反するとの強い批判がされています。そして全国で公選法違反により個人・団体が弾圧された事件が数多くありました。公選法弾圧事件を担当する弁護団は全国で交流し、憲法違反・国際条約違反を柱に法廷闘争を繰り広げました。下級審では幾つかの違憲・無罪判決を獲得しました。同時に国連の自由権規約委員会に対して、日本の公選法が自由権規約に違反していることを訴え、自由権規約委員会からは、日本政府に対し、公選法の文書規制・戸別訪問規制が表現の自由に対する過度の規制であるとの勧告が出されるに至りました。このような法廷闘争と内外の運動により公選法による弾圧はほとんどない状態にまでなりました。

3 今後の闘いの展望について

(1) 濫用的発動を許さない闘い

これらの例は、憲法違反・国際条約違反の秘密保護法に対する今後の闘いに重要な示唆を与えてくれます。秘密保護法は、法施行後も違憲訴訟を含む厳しい審査にさらされ続けます。法廷内で憲法・国際人権法に基づいて法自身がチェックされ続けます。そのためには、迎え撃つための運動の側の体制構築が不可欠です。

一つは、法律家の団体です。すでに秘密保護法対策弁護団が結成されています。法自体の研究に基づく法廷闘争と同時に憲法違反、国際条約違反の観点からの闘いにつなげていく視点が必要です。二つ目は、それを支える経済的な支援システムです。秘密保護法救済基金をつくり、被害を受けた個人を支え、法廷闘争を支える経済的な支援を行う体制が構築される必要があります。三つ目は被害を受け止める窓口の重要性です。具体的な弾圧や法の濫用的発動があった時に直ちにその動きを受け止める窓口が広く周知される必要があります。

(2) 法の廃止を目指した闘い

ア 国内外の世論喚起

これに加えて法の廃止を目指した運動が必要です。そのためには、世論喚起のための街頭宣伝活動、地方議会における反対の意見書をあげさせる運動、国連自由権規約委員会による勧告などにより、内外の世論を喚起する必要があります。国内外での厳しい批判が継続することにより、治安・弾圧立法としての機能を抑え込むことは可能です。

イ 問題点と本質を明らかにする学習会運動

法の廃止のために私たちが今後なすべきことは、憲法と国際人権法に照らして秘密保護法の問題点を明らかにすること、情報を国民に知らせないまま戦争へと導くために用いられる危険な法であるという本質を明らかにすることです。「秘密保全法に反対する愛知の会」は、徹底的に学習会を重ねることによって広範な反対運動に立ち上がる人々を生み出しました。今後も全国津々浦々で学習会を開催する必要があります。

エ 運動の広がり可能性

現在政府が進めようとしている権威主義的統制に抵抗するのは、私たち一人一人の自覚的運動によってです。抵抗の武器は、憲法であり、国際条約です。私たちは、民主主義の本質である言論によって秘密保護法を批判し、地方から運動を積み重ね、この国の人権と民主主義の状況を根底から変えていきましょう。脱原発の運動、秘密保護法反対運動、集団的自衛権行使容認に反対する運動の広がりが高まりは、その可能性があることを示しています。萎縮を狙う権力の攻撃に対する最大の反撃は、萎縮することなく旺盛に繰り広げられる取材活動と表現の自由の行使、それを前提とした国民の言論活動です。それが秘密保護法廃止の展望を切り開きます。

4 最後に

昨年12月23日、名古屋での英国エセックス大学の藤田早苗さんの講演の後、私は、「国民の反対の声を無視し、強行採決をして安倍首相は、民主主義を侮蔑・軽蔑しているのだらう、しかし、民主主義を軽蔑するものは民主主義によって復讐されるであらう」と挨拶をしました。私たち国民は主権者として私たちの意見を表明する時です。秘密保護法撤廃、集団的自衛権行使反対の意思を強く訴えていきましょう。

以上